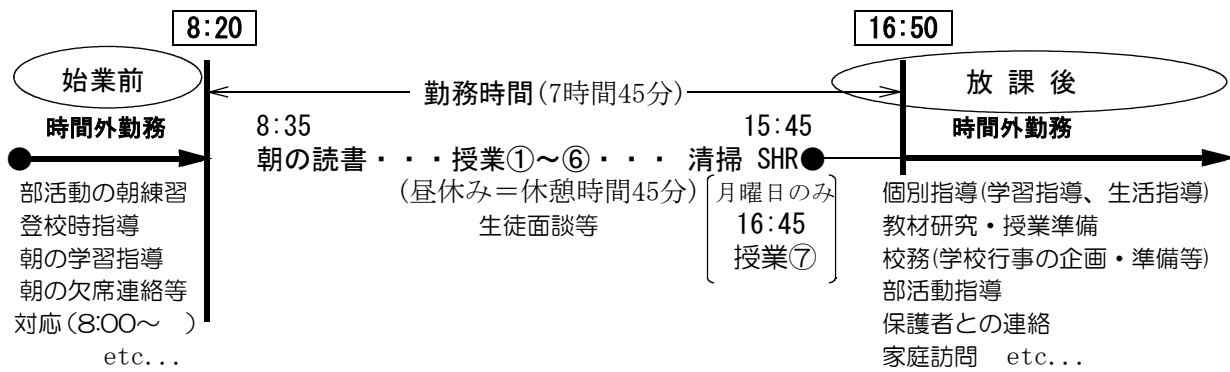


## 本校の働き方改革の実施に当たって

県教育委員会では、教員が心身の健康を保ちながら様々な課題に的確に対応し、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせるため、教員が子どもたちと向き合うことができる教育環境の実現を目指し、本年1月8日に「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。

本校におきましても、上記の趣旨を踏まえながら、今年度より、プランに基づく働き方改革を実施します。

### I 本校の勤務時間とおもな業務



**本校の勤務状況をご理解ください**

- ◇本校の勤務時間は、8:20から16:50です。
- ◇昼休みなどの休憩時間にも、生徒面談などを行っています。
- ◇勤務時間の開始前に登校指導や学習指導を行い、勤務時間の終了後にも個別指導や部活動指導などを行っています。これらは、すべて時間外勤務に当たります。

平日1日平均4時間以上の時間外勤務は、平日だけでいわゆる「過労死ライン」(月の時間外勤務時間80時間)に相当します。本校の場合で見ると、20時50分まで勤務すると、放課後の時間外勤務時間だけで過労死ラインに達することになります。

1日平均4時間以上時間外勤務を行っている本県教員の割合

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
16.5%	39.1%	<b>9.8%</b>	<b>4.4%</b>	17.5%

「学校における働き方改革に関するアンケート」(H30.7月 県教育委員会)

高等学校の教員では、約10人に1人が、いわゆる「過労死ライン」を超えています。

### II 本校における取組の方向性

- (1) 時間外勤務時間の縮減 ※教職員の心身の健康を保持することを目指します。
- (2) 各種教育活動の一層の充実 ※学習指導や生徒指導等の更なる充実を目指します。

### III 保護者の皆様へのお願い

- ◇本校では、上記のII(1)、(2)の方向性に沿って、これまでの学校運営、業務の進め方、教育活動の内容等について、必要に応じて見直しを行います。
- ◇特に、保護者の皆様からのご理解・ご協力を必要とする内容については、ご意見を伺いながら検討して参ります。
- ◇今後とも、保護者の皆様と一体となって生徒の自己実現に向けた教育活動の充実に取り組んで参りますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。